

# 第1章 学校における食育の推進の基本的な考え方

## 1 学校における食育の推進の必要性

近年、食生活を取り巻く社会環境の変化に伴い、偏った栄養摂取、朝食欠食などの子どもの食生活の乱れや肥満傾向の増加、過度の痩身などが見られるところであり、また、増大しつつある生活習慣病と食生活の関係も指摘されています。

このため、子どもが将来にわたって健康に生活していくことができるようにするためには、子どもに対する食に関する指導を充実し、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせることが重要な課題となっています。

このような中、平成17年6月には、食育を生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付け、国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、「食育基本法」が制定されました。同法に基づき、平成18年3月に「食育推進基本計画」が策定され、子どもの健全な食生活の実現と豊かな人間形成を図るため、学校における食育を推進するとともに、地域や社会を挙げて子どもに対する食育を積極的に推進することが求められています。

### < 食育に関する記述 >

食育基本法では、その前文において、食育に関して次のように記述しています。

「様々な経験を通じて『食』に関する知識と『食』を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。」

「食育基本法 前文（一部抜粋）」

また、北海道食育推進行動計画では、次のように食育を定義しています。

「食育とは、様々な経験を通じて『食』に関する知識と『食』を選択する力を習得し、豊かで健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。」

「北海道食育推進行動計画 食育の定義」

## 2 学校における食育の推進の基本的な考え方

学校においては、これまでも教育活動として、学校給食を通じた食に関する指導を行ってきています。食育の推進が国民的課題となっている今日、学校における食育を推進するために、学校給食の教育的意義を改めて見直すとともに、学校の教育活動全体で食に関する指導の充実に努めていくことが必要です。

食育推進基本計画では、学校において十分な食育がなされるよう、国は次のようなことに取り組むとともに、地方公共団体等はその推進に努めるよう述べており、学校においても、これらを踏まえて食育を推進することが求められています。

(1) 指導体制の充実

- ・ 学校全体の食に関する指導計画の策定、教職員間や家庭、地域との連携・調整等において中核的な役割を担う栄養教諭の配置を促進する。
- ・ 給食の時間をはじめとする各教科、総合的な学習の時間等における食に関する指導の充実を促進し、学校における食育を組織的、計画的に推進する。

(2) 指導内容の充実

- ・ 子どもが食について計画的に学ぶことができるよう、各学校において食に関する指導に係る全体的な計画が策定されることが必要であり、これを積極的に促進する。特に、その際には、校長のリーダーシップの下に関係教職員が連携・協力しながら、栄養教諭が中心となって組織的な取組を進める。
- ・ 各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等の教育活動全体を通じて、食に関する指導を行うために必要な時間が十分に確保されるよう学校における取組を促進するとともに、食に関する学習教材を作成・配付し、その活用を図る。
- ・ 地域の生産者団体等と連携し、農林漁業体験、食品の流通や調理、食品廃棄物の再生利用等に関する体験など、様々な体験活動等を推進する。

(3) 学校給食の充実

- ・ 子どもの望ましい食習慣の形成や食に関する理解の促進のため、学校給食の一層の普及や献立内容の充実を促進するとともに、各教科等においても学校給食が「生きた教材」としてさらに活用されるよう取り組む。
- ・ 栄養教諭を中心として、食物アレルギー等への対応を推進する。
- ・ 望ましい食生活や食料の生産等に対する子どもの関心と理解を深めるとともに、地産地消を進めていくため、生産者団体等と連携し、学校給食における地場産物の活用の推進や米飯給食の一層の普及・定着を図る。

